

# 兵庫医科大学病院医療安全業務監査委員会規程

## (設 置)

第1条 兵庫医科大学病院（以下「病院」という。）に兵庫医科大学病院医療安全業務監査委員会（以下「監査委員会」という。）を置く。

## (目 的)

第2条 監査委員会は、兵庫医科大学病院管理者（以下「病院長」という。）の下で、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療の質・安全審議委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者の業務が適切に実施されているか等について、病院長から報告を求めるとともに、実地で監査を行う。

## (監査内容)

第3条 監査委員会は、次の各号に掲げる業務内容が適切に実施されているか監査する。

- 1 医療安全管理責任者の業務について
  - 2 医療安全管理部門の業務について
  - 3 医療の質・安全審議委員会の業務について
  - 4 医薬品安全管理責任者の業務について
  - 5 医療機器安全管理責任者の業務について
  - 6 医療放射線安全管理責任者の業務について
  - 7 その他、上記業務に関連する内容について
- ② 監査委員会は、監査をするうえで必要に応じて医療従事者（部署へ赴く場合を含む）等から、直接情報を収集することができる。
- ③ 病院長は、監査委員会の調査に必要な資料を提供しなければならない。

## (構 成)

第4条 監査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 1 医療に係る安全管理に関する識見を有する者 1名以上
  - 2 法律に関する識見を有する者 1名
  - 3 医療を受ける者（医療従事者以外の者） 1名
  - 4 その他、病院長が必要と認めた者 若干名
- ② 前項の委員の数は3名以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は、病院と利害関係のない者から選出し、病院長が委嘱する。
- ③ 病院長は、監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由を厚生労働大臣に届け出るとともに公表する。

## (任 期)

第5条 監査委員会委員の任期は、1年とし再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 監査委員会に委員長を置き、第4条の構成員のうちから病院長が指名する。

(開 催)

第7条 監査委員会は、委員長が招集し、その議長となり少なくとも年2回以上開催する。

- ② 監査委員会は、過半数以上の委員が出席しなければ開催できない。
- ③ 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、その者に対して意見を求めたり、資料の提出や資料説明をさせることができる。

(報告・勧告)

第8条 監査委員会は、出席委員全員の合意の下に、監査結果を開設者・病院事業管理者及び病院長に対して意見を述べる。

- ② 監査委員会は、必要に応じて是正措置を講じるよう開設者・病院事業管理者及び病院長に対して指導または勧告することができる。
- ③ 病院長は、是正指導または勧告を受けた場合は、速やかに監査委員会に対して改善内容等を報告し、承認を得なければならない。

(情報公開)

第9条 病院長は、遅滞なく適切な時期に監査結果を原則公開する。

- ② 公開方法・公開内容等は、病院長が決定する。

(守秘義務)

第10条 監査委員会委員は、監査の過程で知り得た内容や監査報告について、監査委員会が終了した後、並びに委員を退いた後も守秘義務を負う。

- ② 監査委員会委員は、委員長の許可なく資料の持ち出しや資料の複写をしてはならない。
- ③ 監査委員会は、病院長の許可なく監査結果等を第三者に公開しない。

(事 務)

第11条 監査委員会の事務は、病院事務部が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、病院幹部会議の意見を聴いて病院長が行う。

附 則

この規程は、平成28年9月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年1月8日から施行する。

## 附 則

この改正は、2020年4月1日より施行する。